

<消費税率改定に伴う観覧料、使用料等変更のお知らせ>

令和元年10月1日の消費税の改定に伴い、今治市玉川近代美術館の観覧料や使用料等を変更させていただきますので、下記の通りご案内いたします。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

◆今治市玉川近代美術館 観覧料

区分		個人	団体（20人以上）
常設展示	一般	<u>520円</u>	<u>420円</u>
	学生	<u>250円</u>	<u>210円</u>
特別展示		市長が定める額	

◆今治市玉川文化交流館 使用料

使用時間等 施設名	9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	超過時間（1時間までごとに）
展示室	<u>2,670円</u>	<u>4,450円</u>	<u>6,760円</u>	<u>1,690円</u>

◆特別使用料

区分	単位	金額
観覧	1点又は1冊につき	<u>310円</u>
写真撮影・原版使用		<u>5,240円</u>
貸出し・その他	市長が定める額	